

徳島県宗教法人規則認証事務処理要領

第1 目的

この事務処理要領は、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）の規定により、宗教法人及び宗教団体が徳島県知事に対して行う設立に係る規則の認証等の申請手続に関し、その事務手続の要領を定め、適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

第2 設立に係る規則の認証について

1 規則の認証申請の受理について

(1) 申請は認証申請に関する書類が県に提出すべきものとして完備していることを確認した上で受理するものとする。なお、申請に関する書類は、以下のとおりとする。

- ① 認証申請書 1通
- ② 規則 2通

登記用に別途必要な場合は3通とする。

- ③ 添付書類

別紙1に示した書類とするが、宗教団体は多種多様な特性を有することから、当該団体において類似の既存書類がある場合は配慮するものとする。

(2) 申請を受理した場合においては、受理の日を付記した書面でその旨を申請者に遅滞なく通知するものとする。

(3) 記載事項の不備や添付書類の不足等形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に連絡し、必要な措置を指導するものとする。

2 認証の取扱基準について

(1) 法第2条に規定する宗教団体としての要件を具備するか否かの審査に当たっては、個々の要件が、宗教団体の特性によって多種多様であり、また、相互に関連することもあるから個々には弁別しがたい場合があるので、総合的に判断を行うものとする。

(2) 法第2条の宗教団体とは、同条に規定する要件を形式的に具備するのみならず、現に団体として実体を有し、社会通念上他の個人又は団体とは区別された独自の活動を行っている団体をいう。

したがって、当該団体が宗教団体であるかどうかについては、次の点に留意の上、(1)を踏まえて判断する。

① 当該団体が法第2条に規定する主たる目的のための宗教活動を行っているかどうかについて、法第13条第1項に規定する当該団体が宗教団体であることを証する書類（以下「宗教団体であることを証する書類」という。）として、過去3年間程度の実績の一覧の添付を求め、これを客観的に証明する写真等により確認すること。

② 信者及びいわゆる宗教教師の存否について、宗教団体であることを証する書類として、その一覧の添付を求め、適切な方法により確認すること。なお、信者の数については、宗教団体としての実体の確認の観点から審査すること。

- ③ 宗教団体としての実体について、次の事務運営、経理及び財産の状況について調査し、確認すること。
- ア) 宗教団体であることを証する書類として、当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約の添付を求め、過去3年間程度これにしたがった運営がなされているかどうかを調査すること。
 - イ) 宗教団体であることを証する書類として、過去3年間程度の収支予算書及び収支計算書の添付を求め、その真実性ととも、予算の執行が他と区別される独立した経済主体として行われているかどうかを調査すること。
 - ウ) 宗教団体であることを証する書類として、財産目録の添付を求め、礼拝の施設に係る不動産などの財産が、他と分離した当該団体自身のものであるかどうかを調査すること。なお、団体の永続性についても検討すること。
- ④ 法第2条第1号の団体については、現地において礼拝の施設をそなえていることを確認すること。なお、礼拝施設については、当該団体の特性及び慣習を考慮の上、公開性の確保についても検討すること。
- ⑤ 法第2条第2号の団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査することにより確認すること。
- (3) 当該団体が法第6条に規定する公益事業その他の事業を行うこととしている場合、次の点を審査する。
- ① 公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を欠くことになっていないか。
 - ② 公益事業以外の事業については、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を達するための業務と矛盾し、又は、これに支障を生じさせるものは、宗教法人の行うことのできないその目的に反する事業に当たると解されるので、この観点から検討すること。
- (4) 法第13条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

3 認証の決定について

- (1) 申請は第2-2に基づき、調査を行い、その結果を別紙5「宗教法人設立チェックリスト」(以下「リスト」という。)に整理するものとする。
- (2) 調査の結果、申請内容が法の要件をすべて満たすと認めるときは、規則を認証する決定を行い、いずれか一つでも満たさないと認めるときは、規則を認証しない旨を決定するものとする。
- (3) 認証の決定をしたときは、速やかに認証書及び認証した旨を附記した規則を交付するものとする。
- (4) 認証しない旨の決定をしようとする場合において、申請者又はその代理人(以下「申請者等」という。)に与える意見陳述の機会については、申請者等の準備期間及び処理期間を考慮して機会の設定を行うものとする。
- (5) 申請は、法第14条第4項の規定により申請を受理した日から、3月以内に処理することしなければならない。なお、当該手続に係る行政手続法第6条に規定する標準処理期間は60日とし、標準処理期間内での処理に努めるものとする。

4 事前相談について

- (1) 宗教法人の設立に関し相談があった場合においては、当該団体の状況を把握するため、当該団体の概要を聴取し、必要に応じて、関係書類の提出を求めるものとする。
- (2) 聴取結果及び関係書類に基づき、法及び取扱基準にしたがって、当該団体が宗教団体として実体を有しているか否かを検討するものとする。検討結果に基づき設立要件の外、当該団体の状況に応じた適切な説明を行うものとする。
- (3) 宗教団体としての実体を有していると認められる団体について、相談者が規則の認証申請を望む場合は、事前相談の後、毎年、3年間程度、運営状況の報告を受けものとする。報告内容はリストに整理するものとし、適正な報告が行われた場合には、申請時の審査において、当該事項については、調査を省略することができるものとする。
- (4) 事前相談に際し、提出を受けた書類は原則として確認後、速やかに相談者に返還するものとする。

5 その他

認証書等の交付の際、宗教法人の成立に係る設立登記、登記完了後の県への届け出及び法第25条第4項による宗教法人備え付け書類の県への提出制度について、説明を行うものとする。

第3 規則の変更に係る認証について

1 規則の変更の認証申請の受理について

- (1) 申請は認証申請に関する書類が県に提出すべきものとして完備していることを確認した上で受理するものとする。なお、申請に関する書類は、以下のとおりとする。
 - ① 認証申請書 1通
 - ② 変更しようとする事項を示す書類 2通
登記用に別途必要な場合は3通とする。
 - ③ 添付書類
別紙2に示した書類とするが、当該法人において類似の既存書類がある場合は配慮するものとする。
- (2) 申請を受理した場合においては、受理の日を付記した書面でその旨を申請者に遅滞なく通知するものとする。
- (3) 記載事項の不備や添付書類の不足等形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に連絡し、必要な措置を指導するものとする。

2 認証の取扱基準について

- (1) 法第27条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。なお、規則の変更の手續に関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選任されたものであることを要するから、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手續を調査する。
- (2) 新たな事業に関する規定を設けるための規則の変更については、第1-2-(3)

の観点から審査する。

(3) 目的の変更、主たる事務所の移転等に係る規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性に疑義がある場合は、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員その他の役員等の選任経過等について十分な調査を行う。

(4) 規則変更の手続によって宗教団体であることの要件を失う場合、または法第2条第1号に該当する法人が第2号に該当する法人となる場合は、第1号に該当する法人を解散した上、第2号に該当する法人を設立するものとし、規則の変更としては取り扱わないものとする。第2号の法人が第1号の法人となる場合も同様とする。

3 認証の決定について

(1) 申請は第3-2に基づき、調査を行うものとする。

(2) 調査の結果、申請内容が法の要件をすべて満たすと認めるときは、規則を認証する決定を行い、いずれか一つでも満たさないと認めるときは、規則を認証しない旨を決定するものとする。

(3) 認証の決定をしたときは、速やかに認証書及び認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類を交付するものとする。

(4) 認証しない旨の決定をしようとする場合において、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に与える意見陳述の機会については、申請者等の準備期間及び処理期間を考慮して機会の設定を行うものとする。

(5) 申請は、法第28条第2項において準用する同法第14条第4項の規定により申請を受理した日から、3月以内に処理することしなければならない。なお、当該手続に係る行政手続法第6条に規定する標準処理期間は28日し、標準処理期間内での処理に努めるものとする。

4 事務所の移転等に伴う所轄庁の変更に関する事務処理について

(1) 徳島県知事を所轄庁とする宗教法人がその主たる事務所を他の都道府県内に移転する場合において、新所轄庁から規則変更を認証した旨の通知を受けたときは、当該宗教法人に係る認証、届出等一切の書類を新所轄庁に送付するものとする。

(2) 他の都道府県知事または文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人が徳島県内に移転し、新所轄庁が徳島県知事となる場合において、規則変更の認証を行ったときは、速やかに認証した旨を旧所轄庁に通知するものとする。

5 その他

当該変更部分が登記事項である場合には、認証書等の交付の際、規則変更の登記及び登記完了後の県への届け出について、説明を行うものとする。

第4 合併の認証について

1 合併の認証申請の受理について

(1) 申請は認証申請に関する書類が県に提出すべきものとして完備していることを確認した上で受理するものとする。なお、申請に関する書類は、以下のとおりとする。

① 認証申請書 1通

② 変更しようとする事項を示す書類 2通（新設合併の場合は規則2通）
登記用に別途必要な場合は3通とする。

③ 添付書類

別紙3に示した書類とするが、当該法人において類似の既存書類がある場合は配慮するものとする。

- (2) 申請を受理した場合においては、受理の日を付記した書面でその旨を申請者に遅滞なく通知するものとする。
- (3) 記載事項の不備や添付書類の不足等形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に連絡し、必要な措置を指導するものとする。

2 認証の取扱基準について

法第38条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

3 認証の決定について

- (1) 申請は第4-2に基づき、調査を行うものとする。
- (2) 調査の結果、申請内容が法の要件をすべて満たすと認めるときは、規則を認証する決定を行い、いずれか一つでも満たさないと認めるときは、規則を認証しない旨を決定するものとする。
- (3) 認証の決定をしたときは、速やかに認証書並びに認証した旨を附記した規則又は認証した旨を附記した変更しようとする事項を示す書類を交付するものとする。
- (4) 認証しない旨の決定をしようとする場合において、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に与える意見陳述の機会については、申請者等の準備期間及び処理期間を考慮して機会の設定を行うものとする。
- (5) 申請は、法第28条第2項において準用する同法第14条第4項の規定により申請を受理した日から、3月以内に処理することしなければならない。なお、当該手続に係る行政手続法第6条に規定する標準処理期間は30日し、標準処理期間内での処理に努めるものとする。

4 その他

認証書等の交付の際、設立登記等の登記及び登記完了後の県への届け出について、説明を行うものとする。

第5 任意解散の認証について

1 任意解散の認証申請の受理について

- (1) 申請は認証申請に関する書類が県に提出すべきものとして完備していることを確認した上で受理するものとする。なお、申請に関する書類は、以下のとおりとする。

① 認証申請書 1通

登記用に別途必要な場合は2通とする。

② 添付書類

別紙4に示した書類とする。

- (2) 申請を受理した場合においては、受理の日を付記した書面でその旨を申請者に遅滞なく通知するものとする。
- (3) 記載事項の不備や添付書類の不足等形式上の要件に適合しない申請については、速やかに申請者に連絡し、必要な措置を指導するものとする。

2 認証の取扱基準について

法第 45 条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

3 認証の決定について

- (1) 申請は第 5-2 に基づき、調査を行うものとする。
- (2) 調査の結果、申請内容が法の要件をすべて満たすと認めるときは、規則を認証する決定を行い、いずれか一つでも満たさないと認めるときは、規則を認証しない旨を決定するものとする。
- (3) 認証の決定をしたときは、速やかに認証書を交付するものとする。
- (4) 認証しない旨の決定をしようとする場合において、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に与える意見陳述の機会については、申請者等の準備期間及び処理期間を考慮して機会の設定を行うものとする。
- (5) 申請は、法第 46 条第 2 項において準用する法第 14 条第 4 項の規定により申請を受理した日から、3 月以内に処理することしなければならない。なお、当該手続に係る行政手続法第 6 条に規定する標準処理期間は 30 日し、標準処理期間内での処理に努めるものとする。

4 その他

認証書の交付の際、解散登記等の登記及び登記完了後の県への届け出について、説明を行うものとする。

別紙 1

設立に係る規則の認証申請に係る添付書類

1 宗教団体であることを証する書類

(1) 宗教団体証明書

- ・ 由緒・沿革、主神・本尊、教義の概要、施設、組織・信者、儀式行事、設立の趣旨等を記載した書類

(2) 境内地明細書及び登記簿謄本

(3) 境内建物明細書及び登記簿謄本

(4) 図面関係

- ① 公図（写し）
- ② 土地利用図（建物等の配置が分かる図面）
- ③ 建物平面図（間取りがわかる図面）
- ④ 位置図

(5) 土地・建物の使用権限を証する書類

- ・ 売渡同意書、寄附証書、使用承諾書等（写し）

(6) 財産目録（写し）

(7) 収支計算書（写し）

(8) 写真

- ・ 儀式行事及び施設の写真

2 公告したことを証する書類

(1) 証明書

- ・ 公告の日時、期間、場所、回数等を記した書類

(2) 公告文（写し）

(3) 公告の状況を示す写真又は公告を掲載した新聞等

3 申請人が宗教団体を代表する権限を有することを証する書類

- ・ 代表権委任に関する議事録、決議録、委任状、包括団体の証明書等

4 代表役員及び責任役員の就任受諾書

5 代表役員及び責任役員に就任を予定されているものが欠格条項に該当しないことを証する書類

- (1) 登記されていないことの証明書（東京法務局発行）
- (2) 住民票
- (3) 誓約書

6 公益事業及びその他事業に関する書類

(1) 事業概要書及び事業計画書

(2) 他法令に係る許認可、届出関係書類（写し）

(3) 会計説明書類

- ・ 事業用財産の財産目録（写し）、貸借対照表（写し）損益計算書（写し）

7 設立の議事録（写し）

8 被包括関係の設定承認書（写し：被包括関係を設定する場合）

9 その他必要と認める書類

別紙2

規則の変更に係る認証申請に係る添付書類

- 1 法及び規則で定める手続きを経たことを証する書類
 - (1) 責任役員会の議事録（写し）
 - (2) 総会、総代会等の同意書（写し：規則に定めのある場合）
 - (3) 包括団体の承認書（写し：規則に定めのある場合）

- 2 公告したことを証する書類
 - (1) 公告証明書
 - (2) 公告文（写し）、
 - (3) 公告状況写真又は公告を掲載した新聞等

- 3 変更事項関係書類
 - (1) 被包括関係の設定又は廃止する場合
 - ① 被包括関係の設定又は廃止に係る公告証明書、公告文（写し）、公告状況写真又は公告を掲載した新聞等
 - ② 被包括関係の設定の承認書又は廃止の通知書（写し）
 - (2) 事務所を移転する場合
 - ① 財産処分等に係る公告証明書、公告文（写し）、公告状況写真又は公告を掲載した新聞等
 - ② 境内地明細書及び登記簿謄本
 - ③ 境内建物明細書及び登記簿謄本
 - ③ 図面関係
 - ア) 公図（写し）
 - イ) 土地利用図（建物等の配置が分かる図面）
 - ウ) 建物平面図（間取りがわかる図面）
 - エ) 位置図
 - ④ 土地、建物の権利を証する書類（写し）
 - ・ 寄付証書、売買契約書、建築請負契約書等（写し）
 - ⑤ 農地転用許可書等開発に係る許可書等（写し：該当する場合）
 - ⑥ 現況写真
 - (3) 公益事業及びその他事業を行う場合
 - ① 事業概要書及び事業計画書
 - ② 他法令に係る許認可、届出関係書類（写し）
 - ③ 会計説明書類
 - ・ 事業用財産の財産目録（写し）、貸借対照表（写し）損益計算書（写し）
 - ④ 境内地明細書及び登記簿謄本
 - ⑤ 境内建物明細書及び登記簿謄本

⑥ 図面関係

ア) 公図（写し）

イ) 土地利用図（建物等の配置が分かる図面）

ウ) 建物平面図（間取りがわかる図面）

エ) 位置図

⑦ 土地、建物の権利を証する書類（写し）

・ 寄付証書、売買契約書、建築請負契約書等（写し）

⑧ 境内地、境内建物の目的外使用等、法第 23 条に該当する場合は、公告証明書、
公告文（写し）、公告状況写真又は公告を掲載した新聞等公告状況写真

⑨ 現況写真

4 その他書類

(1) 規則変更理由書

(2) 宗教法人規則（写し）

(3) 宗教法人登記簿謄本

(4) 宗教法人の印鑑証明書

(5) その他必要と認める書類

別紙 3

合併に係る認証申請の添付書類

1 法及び規則で定める手続きを経たことを証する書類

- (1) 責任役員会の議事録（写し）
- (2) 総会、総代会等の同意書（写し：規則に定めのある場合）
- (3) 包括団体の承認書（写し：規則に定めのある場合）
- (4) 被包括関係の設定承認書又は廃止通知書（写し：被包括関係の設定又は廃止する 場合）

2 公告したことを証する書類

- (1) 公告証明書
 - ・ 合併契約案及び債権者公告並びに規則（新設合併の場合）、規則変更（吸収合併で規則変更を伴う場合）、包括被包括関係に係る公告
- (2) 公告文（写し）、
- (3) 公告状況写真又は公告を掲載した新聞等

3 宗教団体であることを証する書類（新設合併の場合）

- (1) 宗教団体証明書
 - ・ 由緒・沿革、主神・本尊、教義の大要、施設、組織・信者、儀式行事、設立の趣旨等を記載した書類
- (2) 境内地明細書及び登記簿謄本
- (3) 境内建物明細書及び登記簿謄本
- (4) 図面関係
 - ① 公図（写し）
 - ② 土地利用図（建物等の配置が分かる図面）
 - ③ 建物平面図（間取りがわかる図面）
 - ④ 位置図
- (5) 土地・建物の使用権限を証する書類
 - ・ 売渡同意書、寄附証書、使用承諾書等（写し）
- (6) 収支計算書（写し）
- (7) 写真
 - ・ 儀式行事及び施設の写真

4 その他書類

- (1) 合併理由書
- (2) 合併契約書（写し）
- (3) 財産目録（写し）及び貸借対照表（写し：公益事業又は収益事業を行う場合）

- (4) 異議申し立て債権者に対する弁済等証明書
- (5) 宗教法人登記簿謄本
- (6) 宗教法人規則（写し）
- (7) 宗教法人の印鑑証明書
- (8) その他必要と認める書類

別紙 4

任意解散の認証申請に係る添付書類

1 法及び規則で定める手続きを経たことを証する書類

- (1) 責任役員会の議事録（写し）
- (2) 総会、総代会等の同意書（写し：規則に定めのある場合）
- (3) 包括団体の承認書（写し：規則に定めのある場合）
- (4) 再検討証明書（異議があった場合）

2 公告したことを証する書類

- (1) 公告証明書
- (2) 公告文（写し）、
- (3) 公告状況写真又は公告を掲載した新聞等

3 その他書類

- (1) 解散理由書
- (2) 宗教法人規則（写し）
- (3) 宗教法人登記簿謄本
- (4) 宗教法人の印鑑証明書
- (5) その他必要と認める書類

宗教法人設立チェックリスト

1 「宗教団体」としての実態について

(1) 宗教活動の実績

① 儀式行事

()

② 礼拝施設

・ 現地の状況

()

・ 権利関係

()

③ 信者及び宗教教師

・ 信者

()

・ 宗教教師

()

(2) 団体として実体の確認

① 意思決定及び運営

()

② 会計の状況

()

③ 永続性の確認

・ 財産の状況

()

・ 施設の権利関係

()

2 「宗教団体」が宗教法人となるための手続について

(1) 宗教団体の内部手続

① 宗教法人となることの決定

()

② 規則の作成

()

③ 規則の認証の申請人選出

()

④ 設立当初の代表役員及び責任役員選出

()

(2) 被包括関係の設定

① 包括宗教団体の承認

()

(3) 公告

① 公告の時期（規則の認証の申請の少なくとも1月前）

()

② 信者その他の利害関係人に対して規則の案を示して宗教法人の設立の公告

()

3 法第13条に規定する書類における記載内容について

(1) 規則

① 目的

()

② 名称

()

③ 事務所の所在

()

④ 包括する宗教団体

・ 名称

()

・ 宗教法人、被宗教法人の別

()

⑤ 役員

・ 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免

()

- ・ 代表役員任期及び職務権限

()

- ・ 代務者については、その職務権限に関する事項

()

- ⑥ ⑤に掲げるものの外、議決、諮問、監査、その他の機関がある場合には、その機関に関する事項

()

- ⑦ 基本財産、宝物、その他財産の設定、管理及び処分（法第23条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を定めた場合には、その事項を含む。）、予算、決算及び会計、その他財務に関する事項

()

- ⑧ 規則の変更に関する事項

()

- ⑨ 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合には、その事項

()

- ⑩ 公告の方法

()

- ⑪ ⑤から⑥までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合には、その事項

()

- ⑫ ①から⑩までに掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、その事項

()

(2) 宗教団体であることを証する書類

宗教団体証明書

- ① 由緒

()

- ② 沿革

()

- ③ 教勢一覧等

()

④ 教義を広め

(

)

⑤ 儀式行事を行い

(

)

⑥ 信者を教化育成

(

)

⑦ 礼拝の施設

(

)

(3) 公告をしたことを証する書類

① 掲示場等に掲示

(

)

② 公告文の写し

(

)

③ 公告の日時

(

)

④ 期間

(

)

⑤ 場所

(

)

⑥ 回数

(

)

(4) 認証の申請人が当該団体を代表する権限を有することを証する書類
代表権委任に関する議事録

① 開催年月日

(

)

② 場所

(

)

③ 出席者

(

)

- ④ 代表権委任の議事経過
()
- ⑤ 責任者の署名
()
- ⑥ 議事録
()
- ⑦ 委任状
()
- (5) 被包括団体にあつては、包括団体の証明書等客観的に確認できる書類
()
- (6) 代表役員及び定数の過半数に当たる責任役員に就任を予定されている者の承諾書
()